

日本の相続法における特別受益制度と相続税法に関する研究

餅 川 正 雄*

概 要

本研究は、我が国の相続法における「特別受益制度」の諸問題と関連する相続税法の問題を明らかにすることを目的としている。具体的には、次の五点について考察した。第一に「具体的相続分」という概念がどのようなものかを検討した。具体的相続分とは、共同相続人間の実質的公平を図るため、「特別の受益」や「特別の寄与」が考慮された計算基準としての相続分の概念であり、実体法上の権利ではないことを確認した。第二に、遺産分割の調整制度として「特別受益」・「寄与分」・「遺留分」の三者の関係がトリレンマ（＝三竦み）の状態になっているという形を簡潔に図で示した。筆者は、遺留分制度を重視して、トリレンマにはなっていないと考えている。第三に、特別受益の発生事由として「生計の資本として受けた贈与」をどのように判断するのかを具体的な例を基に考察した。その結果、その家庭の状況によって変わる「通常の扶養の範囲内であるか？」が判断基準になっており、一定の基準が設定できないという問題を指摘した。第四に、民法上の特別受益と相続税・贈与税の関係についても論及し、遺贈には相続税が課税され、生前贈与には相続税よりも高税率の贈与税が課税されている理由を示した。第五に、特別受益と遺留分の関係を検討し、遺留分が特別受益よりも優先されていることを明らかにした。

キーワード：トリレンマ、具体的相続分、特別受益の持ち戻し、相続時精算課税

目 次

1. はじめに

- 1.1 研究の前提
- 1.2 研究の背景
- 1.3 「具体的相続分」という法律上の概念
- 1.4 問題意識
- 1.5 研究の目的
- 1.6 筆者の立場

2. 特別受益の控除制度についての考察

- 2.1 特別受益の控除制度の意義
- 2.2 特別受益の発生事由
 - 2.2.1 婚姻のときの贈与
 - 2.2.2 住宅資金や事業資金の援助
 - 2.2.3 高等教育の学資提供
 - 2.2.4 生命保険金
 - 2.2.5 死亡退職金
 - 2.2.6 遺族年金
 - 2.2.7 土地や家の無償使用
 - 2.2.8 借金の肩代わり

3. 特別受益のある場合の相続分の計算

- 3.1 特別受益の財産評価時点
- 3.2 特別受益の持ち戻し免除

4. 特別受益と相続税・贈与税の問題

- 4.1 遺贈に相続税が課税される理由
- 4.2 生前贈与に贈与税が課税される理由
 - 4.2.1 暦年課税
 - 4.2.2 贈与税の特例
 - 4.2.3 相続時精算課税制度
- 4.3 相続開始前3年以内の贈与

5. 特別受益と遺留分の関係

- 5.1 特別受益は遺留分算定の基礎財産額へ参入
- 5.2 特別受益と遺留分減殺請求の対象
- 5.3 遺留分減殺請求の効果

6. おわりに

1. はじめに

1.1 研究の前提

本研究の前提は、日本における現行の民法（相続編）と相続税法の規定である。周知のと

* 広島経済大学教養教育部教授

おり、民法の相続編（＝相続法）は、2018（平成30）年に改正され、2019年から施行される。これを踏まえ、改正された民法を対象として考察していく。この改正内容については、筆者が「相続法改正と相続税法の交錯に関する研究」（2019.3.31）において論述したところである。

民法第896条の本文において、「相続人は、相続開始の時点から、被相続人の属した一切の権利義務を承継する」ことが規定されている（包括継承主義：comprehensive inheritance principle）。相続人が複数存在するときには、民法第898条で、「相続人が数人あるときは、相続財産は、その共有に属する」と規定しており、その相続分に応じて相続財産を共有（share）するものとしている。この遺産共有状態は、あくまでも暫定的な帰属状態（temporary attribution status）である。相続財産を構成する個々の権利義務が終局的に個々の共同相続人に帰属させるためには、遺産分割の手続きを経る必要がある。

1.2 研究の背景

民法では、原則として相続財産は相続人間の協議（＝遺産分割協議）により、いつまでも自由にできるとされている（民法第907条1項）。被相続人には「誰に」、「何を」、「どれだけ」残したいという想いがある。他方、遺族（＝相続人）の側からは、それとは違った想い（＝期待）がある。そのため、遺言証書があってもなくても、相続が発生すると、争いが起きる恐れがある。共同相続人の中で一人でも反対する者がいると、分割協議は不成立となり、遺産は共有状態のままとなる。遺産分割ができない場合には、相続財産の処分ができないだけでなく、相続税の申告・納税の際に相続税の配偶者の税額軽減などの特典を受けることもできなくなる。因みに、遺産分割事件（＝家事調停と審判の合計）の件数は、2017（平成29）年には16,016件であ

り、1955（昭和30）年の2,661件と比較すると、6倍超に増えている（最高裁判所平成29年度「司法統計年報」）。そして、遺産分割事件のうち、容認・調停成立件で最も多いのは、遺産の価額5,000万円以下であり、その割合は75.5%である。これは、遺産分割事件は、一部の資産家（wealthy class）だけの問題ではなく、一般国民の身近な問題として発生していることを示していると言えよう。

1.3 「具体的相続分」という法律上の概念

共同相続人の相続分を具体的に確定するにあたって、被相続人が死亡した時点で現存する財産の価額を計算の基礎として、法定相続分に沿って分割したのでは、相続人間の公平を欠く結果となる場合がある。例えば、①共同相続人のうちの誰かが被相続人の生前に贈与を受けていた場合（特別受益）、②共同相続人のうちの誰かが被相続人の財産の維持・増加に特別の貢献をしていた場合（寄与分）の二つが考えられる。そこで、民法では、相続財産の帰属（＝持分的支配）に関する不均衡を調整するために、特別受益の控除制度（＝持ち戻し制度）と寄与分の制度（＝組み戻し制度）を設けている。また、民法では被相続人の財産のなかで、法律上その取得が一定の相続人に留保されていて、被相続人による自由な処分（＝贈与、遺贈）に対して制限を加えている持分割合として「遺留分」（legally reserved portion）というものを設けている。

民法第899条は、「各共同相続人は、その相続分に応じて被相続人の権利義務を承継する」と規定している。当たり前の条文であると言える。しかし、問題は、この条文の中に存在する。条文では、「その相続分に応じて」という文言である。「その相続分」とは、「法定相続分」を指すのか、あるいは「具体的相続分」を指すのかを明らかにしておく必要がある。判例や相続実

務においても、ここで言う「その相続分」とは、具体的相続分ではなく、法定相続分だと解釈されている。

この解釈によると、次のような流れで結論が導かれることになる。(ここでは遺言による指定相続分がないことを前提としている。)各相続人は「法定相続分」に応じて権利義務を承継すると解釈する場合には、次の表1に示すとおり、相続人は、相続の当初から具体的相続分に従って相続したことになるという結論になる。

この遺産分割の手続きについての理論構成は分かり難いので、流れを図解しておきたい。それは、次に示した図1のようにになっている。

この図1について、解説を加えておきたい。相続が発生すると遺産(=相続財産)は、債務を含めて共同相続人の共有状態(shared state)になる。

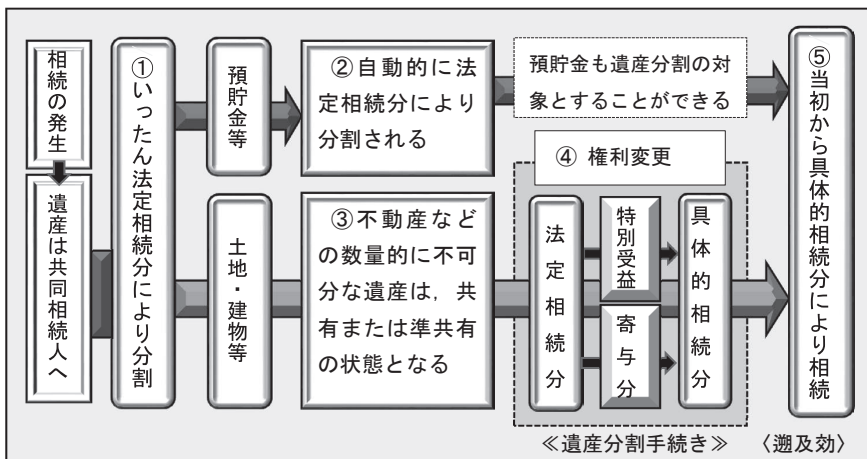
第一に、①全ての遺産は、いったん、各共同相続人に法定相続分で相続される(民法第900条)。

第二に、②遺産のうち、預金や借金など、数量的に分割可能な遺産や負債は、自動的に法定相続分の割合で分割される。その根拠は、民法第427条で「数人の債権者又は債務者がある場合において、別段の意思表示がないときは、各債権者又は各債務者は、それぞれ等しい割合で権利を有し、又は義務を負う」と規定しているからである。判例が、預金や債務は、相続と同時に、法定相続分に従い、自動的に分割されるというのは、民法第899条と第427条から、当然に導かれるものである。法理論(legal theory)ではこれが正しい訳であるが、共同相続人(joint heirs)の全員の合意によって、預貯金を遺産分割の対象とすることも可能である。むしろ、

表1 各相続人は「法定相続分」に応じて権利義務を承継すると解釈する場合

① 全ての遺産は、いったん、各共同相続人に法定相続分で相続される。
② 預金などの分割可能な遺産や負債は、自動的に法定相続分の割合で分割される。
③ 不動産や数量的に不可分な遺産は、共有あるいは準共有の状態になる。
④ 数量的に不可分な遺産は、当初の法定相続分から具体的相続分に変更される。
⑤ 結論 ⇒ 相続人は、相続の当初から具体的相続分に従って相続したことになる。

*筆者作成



*筆者作成

図1 遺産分割の手続きについての理論構成

預貯金も含めて遺産分割をする方が常識的で自然であると考えられるため、相続実務においては多く採用されている。

第三に、③遺産のうち、不動産や数量的に不可分な遺産は、共有あるいは準共有になる。通常の共有の場合は、共有物分割となるが、遺産の場合は、遺産分割手続きによることになる。この遺産分割手続きは、共有物分割と同じように、財産を分割し、その所有形態を変える手続きである。共有物分割手続きと異なる点は、特別受益による「持ち戻し計算」、特別寄与による「組み戻し計算」を行うことで、「具体的相続分 (specific inheritance)」が決まる。この具体的相続分は、当初の法定相続分とは異なるということである。因みに当初の法定相続分とは異なる割合を「具体的相続分」と呼んでいる。

第四に、④数量的に不可分な遺産は、当初の法定相続分から具体的相続分に権利関係を変更される。そのため、遺産分割は「非訟手続 (non-litigation procedure)」とされ、家庭裁判所の管轄になる。

最高裁判所の判例によると、当事者が主張する既存の権利義務の存否を確定させる裁判をする場合には、最終的には「訴訟手続 (legal proceedings)」によらなければならない。しかし、当事者の権利義務が存在することを前提に、その具体的な内容を裁量的に形成する裁判をする場合は、「非訟手続によってもよい」とされている¹⁾。

第五に、遺産分割には遡及効 (民法第909条「遺産の分割は、相続開始の時にさかのぼってその効力を生ずる。ただし、第三者の権利を害することはできない」)があるため、最終的には、⑤相続人は、相続の当初から具体的相続分に従って相続したことになる。それは、民法によって、そのように擬制されているに過ぎない訳である。

因みに、相続税法第55条においては、相続税

の申告期限までに相続財産の全部又は一部が分割されていない場合は、その分割されていない財産については、各共同相続人が民法第900条から第903条までに規定する相続分 (=法定相続分) に従って、その財産を取得したものとして、課税価格を計算すると定めている (水野恵子他編, 2018, p. 207)。

具体的相続分の法的性質 (legal nature) として、二つの学説がある。一つは法定相続分や指定相続分を修正する相続分にあたるとする「相続分説」である。この説によると、具体的相続分は相続開始時から個々の相続財産に対する実体的権利 (substantive rights) として存在し、各相続人は具体的相続分を承継割合として有し、第903条の算定をしたかどうかは関係しないことになる (水野紀子編, 2016, p. 117)。もう一つの学説として、法定相続分や指定相続分のような相続人が全遺産に対して有している固有の権利ではないと考える「遺産分割基準説 (又は遺産分割説)」がある。この説によれば、具体的相続分は、不可分遺産 (indivisible heritage) を分割する際の計算基準 (calculation basis) に過ぎない概念ということになる。筆者は、遺産分割基準説を支持する。その根拠は、次の最高裁判所の判示である。

最高裁判所は、以下の通り判示し、従来の家裁実務を追認している。

法定相続分や指定相続分が全遺産に対する相続人固有の実体的権利を意味するのに対し、具体的相続分は、法定相続分や指定相続分と異なり、「遺産分割手続における分配の前提となるべき計算上の価額又はその価額の遺産の総額に対する割合を意味するものであって、それ自体を実体法上の権利関係であるということとはできない。」

(最高裁平成12年2月24日)

具体的相続分は、民法のどの条文で定められ

ているのかを確認しておく。

第一に、民法第903条1項末尾にある「相続分」である。そこで「共同相続人中に、被相続人から…婚姻…のため若しくは生計の資本として贈与を受けた者があるときは、被相続人が相続開始の時に有した財産の価額にその贈与の価額を加えたものを相続財産とみなし…前三条（900乃至902条）の規定により算出した相続分の中からその…贈与の価額を控除した残額をもってその者の相続分とする。」とされている。

第二に、民法第904条の2の1項末尾にある「相続分」も具体的相続分の意味である。その条文では「共同相続人の中に…被相続人の…療養看護…により被相続人の財産の維持…について特別の寄与をした者があるときは、被相続人が相続開始（inheritance start）の時に有した財産の価額から…その者の寄与分を控除したものを相続財産とみなし、民法第900条…の規定により算出した相続分に寄与分を加えた額をもってその者の相続分とする。」とされている。

以上のとおり、特別受益と寄与分の規定において具体的相続分を示している。そのことから、具体的相続分とは、共同相続人間の実質的公平（substantial fairness）を図るため、「特別の受益」や「特別の寄与」が考慮された法律上の相続分概念であると言える。

本論では、相続・遺産分割の中で、相続人が複数いる場合に相続人間の「公平（fairness）」のために相続分を修正（調整）する制度である特別受益（special beneficiary interest）制度の内容に焦点を当てて考察する。

1.4 問題意識

具体的相続分の算定の前提として、特別受益、寄与分、遺留分のという三つの制度の関係性について検討しておく必要がある。「(1) 特別受

益制度（special beneficiary system）」、「(2) 寄与分制度（contribution system）」及び「(3) 遺留分制度（legally reserved portion system）」という三つの制度の関係は複雑であり、どれが最も強いのか（＝優先されるのか）は明確になっていないという問題がある。明確になっていない理由は、民法（相続法）の規定が精緻に組み立てられていないことが原因の一つであると考えている。

1.5 研究の目的

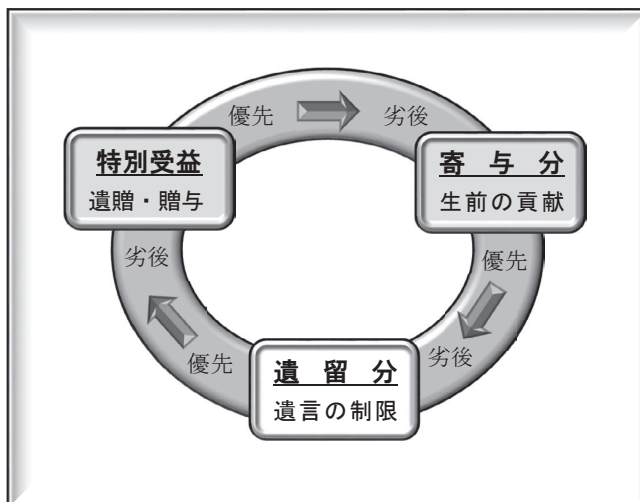
「特別受益」・「寄与分」・「遺留分」のそれぞれの制度の趣旨は、分かり易いものであるが、三者の関係はどうなっているのだろうか。どちらが優先（priority）され、どちらが劣後（subordinated）するものなのかが、民法の条文からは分かり難い。

本研究では、この三者の関係について明らかにしていきたい。簡単に整理すると、特別受益（遺贈）は、遺留分に劣後する。次に、遺留分は、寄与分に劣後する。そして、寄与分は特別受益（遺贈）に劣後する。水野忠恒も「遺留分、遺贈、寄与分の三者の関係は非常に複雑であり、遺言書とは異なる合意をした場合であっても、いずれも有効であると考えられる」と述べている（水野忠恒，2015，p. 748）。

結論の一部を先取りするならば、この三者はトリレンマ（trilemma）の関係になっているということである。因みに、トリレンマという用語は、窪田充見が『家族法』（有斐閣）の中で、次のように説明している。すなわち「これは、ジレンマ（dilemma）の三当事者版、いわば、じゃんけんのゲー・チョコキ・パーの関係である」（窪田充見，2017，p. 432）。

特別受益・寄与分・遺留分の間を「優先」と「劣後」の関係として図解するならば、次の図2ようになる。

第一に、遺留分と遺贈（＝特別受益）の関係



*筆者作成

図2 「特別受益」・「寄与分」・「遺留分」の三棘み（トリレンマ）

を考えてみたい。遺留分は被相続人の意思である生前贈与や遺贈という特別受益を減殺（abatement）するものであるため、遺留分は特遺贈（＝特別受益）よりも優先される関係にある。第二に、遺留分と寄与分の関係を考えてみる。寄与分は遺留分減殺請求（offset claim）ができないものであるため、遺留分よりも寄与分が優先される関係になっている。したがって、遺留分を侵害するような寄与分の定めも可能である。第三に、特別受益と寄与分の関係を考えると、生前贈与や遺贈があった場合に、寄与分は請求できないことから、寄与分よりも特別受益が優先される関係になっている。この三者の関係は、あたかも連鎖が終わらない無限ループ（infinite loop）のような状態になっていると考えられている。

特別受益<遺留分<寄与分<特別受益……

以下、本論では「特別受益の控除制度」に焦点を当てて、その内容を詳しく考察していくことにする。なお、「寄与分制度」についての詳細な考察は、別の機会に行うこととする。

1.6 筆者の立場

筆者は、「被相続人（故人）の最終意思を最大限に尊重すべき」という考え方を支持する。共同相続人間の公平性を確保することよりも、被相続人の意思の尊重が図られるべきではないだろうか。なぜならば、遺言の自由という基本思想に基づいて、遺産をどのように相続させるかは、原則として遺産の所有者であった被相続人の自由だからである。ただし、共同相続人の相続に対する正常な期待を大きく裏切るような遺言（例えば、いわゆる不倫遺言など）や、著しい不公平（例えば法定相続分と比較して実際の相続分が半分以下になるようなケース）を生じさせるような遺産分割については、例外として許容できないという立場である。

特別受益・寄与分・遺留分の間を「優先（priority）」と「劣後（subordinated）」の関係は、先述のとおりであると考えられている。その考え方に疑問を抱いている。筆者は、この三者の中では「遺留分」というものが最も優先されるべきものであると考えている。その根拠は、遺留分について、民法において明確にその割合が規定されているからである。他方、特別受益

や寄与分については、民法での規定は存在するが、具体的な割合が定められている訳ではない。そうであるがゆえに、遺留分に劣後するものと位置づけられるべきものではないだろうか。

特別受益が、遺留分に劣後することになっていることは、納得できる。なぜならば、そもそも遺留分制度は、遺贈や贈与によって財産を多く取得している特別受益者から相続財産の一部を金銭によって取り戻すという法的性質（＝遺留分侵害額請求権）を有しているものだからである（拙稿，2019，p. 63）。他方、寄与分制度については、例えば被相続人に対する長期間の介護（long-term care）などの特別の寄与があったとしても、その評価（＝金額の計算）については、明確な基準は存在していない。その曖昧な寄与分を評価して、最低限の取り分としての遺留分を侵害してまでは認めるべきではないだろう。なぜならば、遺留分制度が設けられている意味が無くなってしまうからである。筆者は、寄与分が遺留分よりも優先されるということは、原則として認めるべきではないという立場である。

2. 特別受益の控除制度についての考察

被相続人の生前に、住宅の建築費用や結婚資金など、多額の援助を受けたことのある者が共同相続人の中にいるケースがある。これを度外視して、法定相続分により遺産を分割しようとすれば、納得できない相続人が出てくる筈である。ここでは、遺言で不動産などの財産を遺贈された者が、共同相続人の中にいる場合を考えてみたい。例えば父親が長男に土地と建物を遺贈したような場合に、どのように共同相続人の間の公平を実現するのかという問題がある。相続人間の実質的な公平を図るためには、被相続人が亡くなる前の贈与なども考慮する必要がある。例えば、長女や二女には多額の持参金を持たせて嫁入りをさせているような場合もある。

相続開始前に譲り受けた財産も相続財産（みなし相続財産）と考え、残りの財産と併せて、遺産分割を行うことを「特別受益の持ち戻し計算」という。

「特別受益の持ち戻し計算」というのは、「いったん特別利益を返還させた形で計算する調整手続き」のことである。この考え方は、遺産分割における相続人間の不公平を是正することを目的としていることから、法の正義（justice of law）に叶うものである。ただし、これが被相続人の最終意思（final intention）であったと推定してよいのか（＝それを期待していたと推定できるのか）、という疑問が残る。相続実務では、この方法で遺産分割しようとする、特別受益の認定やその金額を巡って利害が対立して、相続人間で揉め事に発展することが多くあることも事実である。2018年の相続法の改正では、配偶者保護の観点から、婚姻期間が20年以上の配偶者に対する居住用の建物・土地の贈与については、持ち戻し免除を推定することになった。これについては、筆者も是認できる改正である²⁾。

2.1 特別受益の控除制度の意義

ここでは、特別受益の控除制度とは、どのようなものを整理しておきたい。特別受益の控除制度（special benefit deduction system）とは、共同相続人の中に被相続人から遺贈や遺産の前渡しとなるような多額の生前贈与（＝特別受益）を受けた相続人（＝特別受益者）がいる場合、相続人間の公平のため、特別受益分を相続時の遺産に加えたものを「みなし相続財産（seed heritage）」として算定して調整する制度のことである。そのみなし相続財産によって法定相続分（又は指定相続分）によって算定した相続分の中から、遺贈又は贈与された価額を控除した残額を、その者の相続分とすることになっている。これを特別受益の控除制度と呼ん

でいる。

この制度の目的は、言うまでもなく「相続人間の公平を守るために (to protect the fairness of the heirs)」である。したがって、共同相続人が同程度の利益を受けている場合には、持ち戻しをしなくてもよい訳である。特別受益となる生前贈与は、「婚姻、養子縁組のため、または生計の資本として贈与されたもの」とされている。この特別受益を、相続財産にいったん戻すという計算上の返還のことを「持ち戻し計算」と呼んでいる³⁾。

特別受益者の相続分を計算するためには、図3に示したとおり、一度、特別受益額を持ち戻して (= 返還して)、「みなし相続財産額」を計算する。それに法定相続割合を乗じて「本来の相続分」を出した後で、特別受益額を差し引くことによって、実際にもらえる「具体的相続分」を算出するという流れになっている。

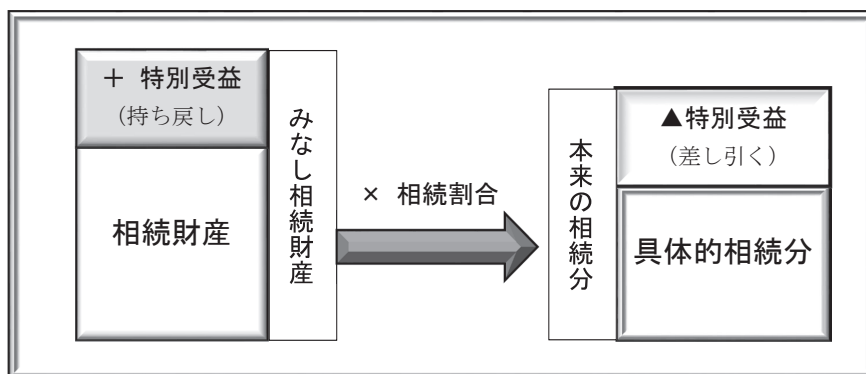
「持ち戻す金額の評価時点 (evaluation time) は、いつになるのか?」という問題がある。民法上は相続開始時 (= 被相続人の死亡時) の時価である。他方、相続税法では贈与時の時価ということで違いがある。また、「持ち戻す期間としていつまで遡るのか?」という問題がある。今回の民法改正前までは、期間制限がなかった。しかし、2018年の民法改正で、持ち戻す期間が

相続開始前の10年間の贈与に限定された。他方、相続税法では、持ち戻す期間は、相続開始前3年以内と規定されている。さらに、「贈与の内容はどの範囲になるのか?」については、後で詳細に論述するが、民法では結婚、養子縁組、生計の資本などに限定されている。他方、相続税法では「すべての贈与 (all gifts)」となっているという違いがある。つまり、民法と相続税法では、評価の時点・遡る期間・贈与の内容について、いずれも相違があるということが分かる。

2.2 特別受益の発生事由

ここでは、どのような場合に特別受益が発生するのか、その発生事由について詳しく検討していきたい。特別受益が発生するケースは、以下の二つに限られている。一つは、遺言によって財産を共同相続人の一部に贈与した「遺贈 (gift by will)」のケースである。この場合は、すべていったん持ち戻して相続分を算定しなければならない。もう一つは、「生前贈与 (gifting when alive)」のケースである。この場合は、①「婚姻または養子縁組のために受けた贈与である」か、②「生計の資本 (livelihood capital) として受けた贈与」に限定されている。

①の婚姻または養子縁組のために受けた贈与



*筆者作成

図3 特別受益の持ち戻し計算の流れ

は、分かり易いため問題が生じることは少ない。何が「生計の資本に該当するのか？」という②が問題になるだろう。特に親が子に対して行った住宅資金の援助や大学などの高等教育の学資提供については「どこまでが特別な受益に該当するのか？」といった判断基準が求められる。その贈与が「親族間の扶養としての援助の範囲を超えるものか？」という規準で判断されるのが一般的である。また、もう一つの規準として、他の共同相続人との関係において、「著しい不公平が発生しているか？」がある⁴⁾。しかし、筆者は「通常の扶養義務の範囲内か?」、「不公平が著しいか?」という二つの規準は、現実の問題として判断が難しいものと考えている。

具体的に考えてみたい。次の表4に示すものは特別受益になるのだろうか。

2.2.1 婚姻のときの贈与

親が子の結婚に際して、持参金や支度金、結納金などを出すことがある。ここでは、どのような場合に「特別受益」となるのかを検討する。子が結婚する際に、親が子に対して多額の「持参金 (dowry)」や「支度金 (preparation gold)」を出した場合は、特別受益に該当すると考えられている。婚姻や養子縁組のために、被相続人である親が支出した持参金、嫁入り道具の購入費用、結納金 (betrothal money)、支度金などは原則として特別受益に該当する。

これに対して、挙式費用 (wedding expenses) や新婚旅行費用 (honeymoon travel expenses)、結婚指輪 (wedding ring) の購入代金などの贈与は (金額にもよるが)、「生計の資本 (live capital)」として贈与されたものとは言えないため、特別受益には該当しないと考えられている。

挙式費用や新婚旅行費用は、結婚式場や旅行会社に支払うものであり、遺産の前渡しという性質はないと判断されている訳である⁵⁾。

2.2.2 住宅資金や事業資金の援助

親が子に対して住宅の購入資金や事業資金 (business funds) を援助することがあるが、このような場合にはどう判断すればよいのだろうか。住宅購入資金や事業資金の贈与は、受遺者の生計または営業活動の資本であると言える。そのため、住宅購入資金や事業資金の贈与 (= 援助) はいずれも特別受益に該当すると考えられている。また、居住用の不動産自体の贈与も、特別受益に当たると解されている。

因みに、2015年1月1日から2021年12月31日までの間に、父母や祖父母など直系尊属からの贈与により、自己の居住の用に供する住宅用の家屋の新築 (new construction of houses)、取得 (acquisition of houses) 又は増改築等 (extended renovation of houses) の対価に充てるための金銭を取得した場合において、一定の

表4 特別受益に該当するかどうかの判断が必要な事由

(1) 婚姻のときの贈与 (gifts for marriage)
(2) 住宅資金や事業資金の援助 (assistance for housing funds and business funds)
(3) 高等教育の学資提供 (provide tuition for higher education)
(4) 生命保険金 (life insurance money)
(5) 死亡退職金 (retirement allowance for death)
(6) 遺族年金 (survivor pension)
(7) 土地・建物の無償使用 (free use of land and building)
(8) 借金の肩代わり (take over of debt)

*筆者作成

要件を満たすときは、一定の非課税限度額までの金額について、贈与税が非課税となる。

2.2.3 高等教育の学資提供

高等教育の学資提供は、親の資力、社会的地位、学歴等を基準にして、親が子供に対してその程度の教育をするのが普通だと認められる場合には、特別受益には該当しないと考えられている。その理由は、親の負担すべき扶養義務の範囲内 (within the scope of support obligation) とみなされるためである。それゆえに、親の資力等から見て「不相応 (disproportionate)」な学費の場合には、特別受益にあたる可能性が高いということになる。

中等教育 (中学校・高等学校まで) の学資負担は、特別受益に該当しない。その理由は、通常の扶養義務の範囲内と考えられるからである。しかし、その後の大学や大学院 (university and graduate school)、高等専門学校等の高等教育 (higher education) の学資提供は、どのように判断されるのかだろうか。他の共同相続人との関係で不平等となるような場合は、特別受益に該当する。被相続人の生前の経済状況 (economic conditions) や社会的地位 (social status)、他の共同相続人が受けた教育の程度 (degree of education) などを考慮して、特別受益に当たるかどうかを判断することになる^{6,7)}。

2.2.4 生命保険金

生命保険金 (life insurance money) は、原則として特別受益に該当しない。その理由は、生命保険金は、生命保険契約から発生するものであり、基本的に相続財産を構成しないからである。最高裁判所は、共同相続人の中の一人が保険金の受取人となった場合でも、原則としてその保険金はその者に属し、特別受益とはならないとしている。ただし、生命保険金の受け取りが、特別受益に該当するケースもあるため、遺産全体からみて保険金を受け取る相続人と受け取らない相続人との間の「不公平 (unfair-

ness)」が見逃すことができないほど大きいような特別な事情がある場合は、特別受益に準じて持ち戻しの対象となると判示している (最決平16.10.27民集58巻7号1979頁)。例えば、特定の相続人一人だけに死亡保険金が3億円で、その他の相続人は現金1,000万円のような場合である。

2.2.5 死亡退職金

死亡退職金 (retirement allowance for death) には、「給与の後払い (postpay of salary)」という性質のものや、「遺族の生活保障 (life security of the bereaved family)」という性質のものがあり、一概には言えない。そこには、何をもって判断し確定するのかという問題があるからである。退職金の支給の根拠となる規定 (会社の就業規則、公務員の場合は法律・条例) を確認する必要がある。被相続人が勤務していた会社の就業規則 (labor regulations) などにより、「遺族の生活保障」のために支払われるものであることが明らかな場合には、特別受益には当たらないということである。

2.2.6 遺族年金

遺族年金とは、国民年金法と厚生年金保険法等を元に、被保険者が死亡した際、残された遺族に対して支給される公的年金 (public pension) のことであり、現在は遺族基礎年金 (survivors' basic pension) と遺族厚生年金 (survivor welfare pension) の二種類が存在する。遺族の生活保障のために支払われる遺族年金 (survivor pension) は、特別受益に該当しないとされている (東京高等裁判所：昭和55年9月10日決定)。それだけでなく、社会保障として給付される弔慰金、葬祭料、損失補償などの遺族給付は、遺族固有の権利 (bereaved inherent rights) と考えるべきものであり、遺産には含まれないと一般的に考えられている。遺族年金や弔慰金・埋葬料などは、特別受益に該当しない。つまり、持ち戻し計算の対象としないとい

うことであり、当然のことだと言える。

2.2.7 土地や家の無償使用

被相続人である父親が所有する「土地」に、相続人の一人が建物を建築して無償で居住していた場合、特別受益になるのだろうか。この場合、被相続人から相続人の一人に対して、土地に「使用借権」が設定されたと考えて、使用借権相当額が特別受益であると評価される可能性がある。使用借権は、借地権と異なり、借地借家法の適用がなく、第三者への対抗力や、解除の制限などがないものである。使用借権相当額ではなく、「地代相当額が特別受益である」と主張されることもあるだろう。これについては、地代相当額を遺産の前渡し（advance payment of heritage）として持ち戻したとは考えられないことから、地代相当額が特別受益とは認められないことが通常である^{8,9)}。

2.2.8 借金の肩代わり

子供の借金を親が肩代わりすること自体は、原則として特別受益には該当しない。ただし、例外として、その金額が「遺産の前渡し（advance payment of heritage）」といえるほど高額で、被相続人が求償権（right to reimburse）を放棄したような場合には特別受益に当たることがある。なお、被相続人（親）から相続人（子）への貸付金（loan）は、贈与ではないので特別受益には当たらないものである。次の例で考えてみたい。

父親（X）の遺産分割の相続分算定の際の、相続人である長男（A）と二男（B）との間での問題である。二男（B）は以前に、株式の信用取引に失敗して、4,000万円の借金をしており、これを父親（X）に肩代わりしてもらったことがあった。長男（A）はこれが特別受益にあたりと主張するが、二男（B）は、認めないと主張している。

被相続人である父親（X）による二男（B）

の借金の肩代わり（subrogation payment）が「生計の資本としての贈与」に該当するのだろうか。これは、被相続人が取得した求償権を放棄したかどうかが重要ポイントとなる。借金の当事者（B）に代わって、父親（X）がこれを支払った場合、代位弁済者（subrogation person）である（X）は主債務者（B）に対し、肩代わりした分を自分（X）に支払うように求める権利（＝代位弁済者の求償権）を取得する。つまり、主債務者である二男（B）は、代位弁済者（X）が代位弁済を行ったとしても、（X）に対する求償債務を負うことになるため、主債務者は（求償権が放棄されない限り）、直ちに肩代わりに相当する利益を得たということにはならない訳である。

父親（X）が二男（B）に対する求償権を放棄した場合はどうなるのだろうか。この場合は、主債務者である（B）は、誰にも借金の返済をする必要がなくなるため、その分の債務消滅の利益を得たということになる¹⁰⁾。職に就いていない成人の子供（いわゆるニート）に対し、親が長年にわたり生活費を援助しているという例もある。このような場合、生活費の援助を受けていた子に特別受益が認められるのだろうか。仮に認められるとすると、その金額はどうなるのだろうかという問題がある¹¹⁾。子が自力で生活できるだけの収入があるのに、親が任意に子に対し生活の援助をしていたという場合でも、月に数万円程度の少額の援助であれば、生計の資本としての贈与とは認められない¹²⁾。

所論（1）

筆者は、「持ち戻し」の規定について、法律構成が逆ではないかという疑問を抱いている。すなわち、持ち戻し免除という被相続人の意思の推定が原則であり、持ち戻しをすることが例外として構成する方が自然ではないかと考えている。その理由は、私有財産制を

採る我が国では、自己の財産をどのように処分するかは（生前・死後を問わず）、所有者本人の自由だからである。被相続人が、遺贈や生前贈与を行う際に、これを相続財産の前渡しと考えていることは稀である。少なくとも、相続発生時に特別な利益を（計算上であっても）返還させようとは思っていない筈である。また、被相続人が持ち戻し規定の意味を十分に理解していないこともあって、遺言等で明示的に「持ち戻しを免除する」という文言を入れることは極めて少ない。被相続人は、「持ち戻し計算」という「過去の贈与や遺贈を返還させて遺産分割の計算をして欲しい」と望んではいない筈である。それゆえに、筆者は「特別受益は原則として持ち戻しを免除する」という見解である。

3. 特別受益のある場合の相続分の計算

ここでは、特別受益がある場合、相続分の計算はどのように行うのかを考察する。

相続時の遺産＋特別受益分を加算する（持ち戻し）＝みなし相続財産

第一に、相続時の遺産に特別受益分を持ち戻して加算し、「みなし相続財産」を計算する。第二に、「みなし相続財産」を基礎として、そこから「相続分額」を計算する。第三に、具体的相続分率に基づいて「各相続人の取得額」を計算する。第四に、特別受益者については、相続分額から「特別受益分」を差し引く。

特別受益と認められる場合でも、被相続人が「遺言」によって遺贈や生前贈与を持ち戻す必要がないという意思表示をしていた場合は、持ち戻す必要はない（民法第903条第3項）。また、特別受益となる遺贈や贈与は、相続人に対するものに限定されていることから、「相続を放棄した者（person who abandoned the inherit-

ance）」は初めから相続人ではなかったとみなされるため、この者に対する遺贈や贈与は持ち戻しの対象とはならない。

3.1 特別受益の財産評価時点

特別受益とは、法定相続人の中に、被相続人から「特別に利益を受けた人（person who received special benefit）」がいた場合、その受益（beneficiary）のことである。例えば、被相続人の長女が、被相続人から居住用不動産の生前贈与を受けていた場合などに特別受益が成立する。特別受益が認められるのは、法定相続人のみであり、被相続人が法定相続人に遺贈をしたり、生前贈与をしったりした場合に成立する。

特別受益の財産は、いつの時点で評価するのであろうか。生前贈与をした場合、生前贈与時と相続開始時とで、財産の評価が変わっていることがある。例えば、不動産などの場合、現在の時価と贈与時の価格が全く異なる事なども在り得る。そこで、特別受益を考えると、いつの時点で財産評価をすべきかが大きな問題になる訳である。特別受益の財産評価は、民法上は原則として「相続開始時の時点での評価」になる¹³⁾。

3.2 特別受益の持ち戻し免除

特別受益がある場合、「持ち戻し計算」によって各法定相続人間の公平を図ることができる。ただし、特別受益に該当するような生前贈与や遺贈があったとしても、必ず特別受益の持ち戻し計算をしなければならないということではない。そもそも特別受益の持ち戻し免除は、各法定相続人間の公平を図るための制度である。そのため、他の法定相続人の全員が納得すれば、あえて特別受益の持ち戻し計算をする必要はないということである。

例えば、遺産分割協議の際に誰も特別受益の主張をしなかったり、いったんは遺産分割協議

の席で特別受益の主張が出たけれども、結果的には特別受益の持ち戻し計算をしないことに全員が納得したりした場合などには、特別受益があったとしても持ち戻し計算なしに遺産分割が行われることになる。

特別受益の持ち戻しは、被相続人の意思表示によってもこれを免除することができる（民法第903条第3項）。被相続人が遺言などによって特別受益の免除をした場合には、他の相続人が望んでも、特別受益の持ち戻し計算をすることはできなくなる。この特別受益の持ち戻しの免除の方法については、法律は特に定めていないため、自由な方式で行うことができる。例えば、被相続人が生前に口頭で「特別受益の持ち戻しを免除する」などと言っても一応有効ということになる¹⁴⁾。

4. 特別受益と相続税・贈与税の問題

特別受益に対して、相続税は課税されるのであろうか。特別受益は、原則として相続税・贈与税の課税対象になる。そのうち「遺贈」には受遺者に対して相続税が課税され、「生前贈与」には受贈者に対して贈与税が課税される。これは特別受益が持ち戻しの対象になっているかどうかには無関係である。遺贈について贈与税ではなく相続税が課税される理由はどこにあるのだろうか。

4.1 遺贈に相続税が課税される理由

最初に遺贈について考察する。「遺贈 (bequest)」とは、遺言書によって相続財産を引き継ぐことである。法定相続人であっても法定相続人でなくとも、どのような立場の人でも遺言書によって財産を譲ると指定されていれば財産を引き継げる訳である。逆に言えば、相続人以外の者に財産を相続させるのは、たとえば法定相続人「全員の合意 (everyone's agreement)」があっても不可能ということである。法定相続

人以外の人に相続財産を引き継がせるのは、被相続人の専権事項 (exclusive matters) の一つであり、それは遺贈 (贈与) となり「遺言」が必要となるため、被相続人以外の人が決めることはできない。

税務上の解釈では、遺贈は「相続人以外の人 (= 第三者) が財産を相続した」ことを指している。この第三者が遺贈により取得した財産は、被相続人の残した遺言書によって、亡くなった後に引き継ぐことになるため、生前贈与ではなく相続ということになり、払う税金は「相続税 (inheritance tax)」になる。ただし、特別受益として考慮されるのは、被相続人から相続人に対する生前贈与や遺贈であり、法定相続人でない第三者に対する生前贈与や遺贈は対象外である。また相続人以外と配偶者や一親等の親族以外が財産を相続する場合には、相続税が2割加算 (20% addition) になり、通常よりも相続税が高くなる。

4.2 生前贈与に贈与税が課税される理由

次に「生前贈与」について、考察しておきたい。まず、生前贈与には、当然に「贈与税が課税される」ことになっている。贈与税は、将来の「相続税の前取り (prepayment of inheritance tax)」として課税されている税金と言える。それが特別受益にあたるか否か、また持ち戻しが免除されるか否かには関係なく課税される。その課税方法には暦年課税 (calendar year taxation)、相続時精算課税 (settlement tax on inheritance) の二つがあり、選択適用が可能となっている。

相続税は、相続が開始する時点で存在する財産について課税される税金である。そうであれば相続開始時点で財産がないように、生前に財産を分けてしまえば良いのではないかと考える人が出てくる。生前に財産を分配、贈与してしまった人は、相続税は少なくなる。他方、生前

に何もしなかった人は、相続税が高くなるという不平等が生じることになる。そこで、生前に分配、贈与されて相続税が課税されない財産について贈与税を課することによって、相続税を補完する (to complement the inheritance tax) という制度になっている訳である。

4.2.1 暦年課税

その人が1年間に贈与を受けた額 (被相続人に限らず、全ての贈与者からの贈与額の合計) が、贈与税の基礎控除額である年間110万円を超えた場合には、その翌年の2月1日から3月15日までの間に贈与税の申告を行うとともに、税額の納付を行う必要がある。因みに、贈与税率は10%から55%の累進税率になっている。

「なぜ、贈与税の税率が高いのか？」という疑問がある。その理由は、贈与税が設けられた趣旨から考えることができる。相続税は人が亡くなった時に支払う税金であるが、仮に生前にすべての財産を誰かに贈与して、相続財産をゼロにしてしまうと、相続税がかからなくなってしまふ。他方、何も贈与せずに相続を迎えてしまふと相続税が課税されるという、不公平な結果になる。そこで、贈与税の累進税率を相続税の累進税率よりもはるかに高く設定し、贈与税の基礎控除額 (110万円) を相続税の基礎控除額 (3,000万円+600万円×法定相続人の数) よりもはるかに小さい金額にすることで、生前贈与による相続税の課税逃れを防いでいる訳である。

4.2.2 贈与税の特例

贈与税には、政策的な観点から租税特別措置法 (tax special measures act) によって様々な特例 (exception rule) が設けられている。ここでは、代表的な特例について考察しておきたい。因みに、租税特別措置は、租税のもつインセンティブ (incentive) 効果を利用して、ある特定の政策目的を達成しようとする例外規定である。したがって経済政策の一環としての意義

を有するが、そのために租税の公平性や中立性の原則を犠牲にするという短所や、抽象度が高い達成目標 (achievement target) が設定されている場合には政策目的の達成度を評価できないという問題がある。

まず、第一に「住宅取得資金等贈与の特例 (租税特別措置法70条の2)」がある。これは父母や祖父母から子や孫が住むための住宅を購入するため資金の贈与を受けた場合については、2018 (平成30) 年では資金援助 (=贈与) のうち700万円 (一定条件を満たす質の高い住宅は1,200万円) までは贈与税が非課税になるという特例である。

第二に、「教育資金一括贈与の非課税特例 (租税特別措置法70条の2の2)」がある。これは、父母や祖父母から教育資金の一括贈与 (bulk gift) を受けた場合には最大1,500万円まで贈与税が非課税になるという特例である。

第三に、「結婚・子育て資金の非課税の特例 (租税特別措置法70条の2の3-1)」がある。これは、20歳以上50歳未満の人が父母や祖父母など直系尊属から結婚や子育てのための資金の贈与を受けた場合には、最大1,000万円まで非課税となる特別措置である。ただし、結婚のための資金については300万円という上限がある。

第四に、「贈与税の配偶者控除 (相続税法21条の6)」という規定がある。これは、一般に「おしどり贈与」と呼ばれているものであり、婚姻期間が20年以上の夫婦の間で、居住用不動産又は居住用不動産を取得するための金銭の贈与が行われた場合、基礎控除110万円のほかに最高2,000万円まで控除 (配偶者控除) できるという特例である。贈与税の配偶者控除は基礎控除と併用することができる。贈与税の基礎控除とは、毎年1月1日から12月31日までに贈与された財産のうち110万円以下の部分は課税対象にならないという制度である。夫から妻に自宅を贈与した場合、贈与税の配偶者控除の2,000

万円に基礎控除の110万円を合わせた2,110万円までが非課税になる。

4.2.3 相続時精算課税制度

ここでは、相続時精算課税制度 (inheritance settlement taxation system) について考察する。贈与を受けた者は、その贈与者ごとに相続時精算課税制度の適用を選択することができる。ただし、一度この方法を選択すると、暦年課税に戻すことができないことになっている。この制度は、「生前贈与をするときは2,500万円まで贈与税を非課税にする。ただし、贈与した人が亡くなった時には、その人の遺産だけでなく、過去に生前贈与した財産も一緒に、相続税を課税する」という制度である。要するに、生前贈与をした時点で贈与税が非課税になるだけであって、相続発生時に相続税が課税される訳である。そのため、節税という訳ではなく「税金の先送り (postponement of the tax)」ということになる。この相続時精算課税制度における2,500万の非課税枠は、一度だけ利用できるのではなく、「一生の累計額」で使える金額である。相続時精算課税制度は、一度利用すると、自動継続 (automatic continuation) となり取り消しは一切できないことになっている。そのため、一度、相続時精算課税制度を使った場合には、二度と110万の非課税枠を使うことができなくなる点に注意する必要がある。

具体的には、贈与者は贈与をした年の1月1日において「60歳以上の父母又は祖父母」、受贈者は贈与を受けた年の1月1日において「20歳以上の者のうち、贈与者の直系卑属 (子や孫) である推定相続人又は孫」とされている。因みに、贈与財産の種類、金額、贈与回数に制限はない¹⁵⁾。

贈与税について検討する。注意すべきことは、「生活費の贈与 (gift of living expenses)」はそもそも贈与税の対象ではないという点である。夫婦、親子、兄弟姉妹など扶養家族の間で生活

費や教育費として贈与されたものは、通常必要とされる範囲であれば贈与税は課税されない。その理由は、家族を扶養するための出費に贈与税を課税することは適切ではないからである。親が子の学費や下宿先での生活費を負担する場合のほか、親が子の結婚費用や出産費用を負担する場合も贈与税は課税されない。ただし、生活費や教育費として贈与されたにもかかわらず、預貯金や株式・不動産の購入など生活費や教育費以外に使った場合は贈与税が課税される。

2003 (平成15) 年度から従来の贈与 (暦年課税制度、贈与税の基礎控除110万円) に加えて、相続時精算課税制度が導入されている。相続時精算課税は、非課税枠 (=2,500万円) が大きいため、利用者は全国で、毎年5万人程度で推移している。次世代への資産移転及びこれによる消費拡大と経済活性化の観点から経済政策の一環として、財産の贈与を受けた人がお金を使い、お金が循環することを期待して導入された訳である。この相続時精算課税制度は、「高齢者の資産をスムーズに次の世代に渡す目的で設けられた制度である」と言える¹⁶⁾。

相続時に精算を行うことにより、贈与税と相続税の一体化させる制度である。遺産が相続税の基礎控除額以下の者には、都合のよい制度と言える。他方、基礎控除額を超える者には、必ずしも有効であると言えない制度でもある。

所論 (2)

相続税・贈与税について、筆者の見解を述べておきたい。贈与税について様々な特例があるが、贈与という行為は贈与者本人の自由意思に基づく生前の財産処分であり、その意思を尊重した上での課税方法を採用するという視点が重要であると考えている。相続税の負担軽減を目的とした贈与であるか、若年世代への財産の早期移転を目的としたものであるかの判別は困難であろう。今日の社会状況

を勘案すれば、後者の考え方をより重視した制度設計が必要ではないだろうか。

贈与税を軽減したとしても、一定範囲の資産家層には相当額の相続財産が残存すると考えられる。高齢者に対する社会保障給付が増大していくことを前提と考えれば、相続税については、相続財産の一部を社会に還元させるという視点も必要となるが、それは富裕層を対象とした議論でしかない。富の集中や経済格差の拡大を防ぐという相続税の役割を認めるとしても、一般のサラリーマン家庭への課税強化は、許容されるべきではない。筆者は、相続税の基礎控除額を1億円程度に引き上げて、一般的なサラリーマン家庭の相続財産への相続税の課税は、軽減（又は回避）する方向で改革すべきではないかと考えている。

贈与税の基礎控除額については、1975（昭和50）年から、1年に60万円と定められている（相続税法の第21条の5）。2001（平成13）年度の税制改革によって租税特別措置法の第70条の2の4において、110万円に引き上げられている。筆者は、1年につき110万円という基礎控除額は、低額すぎると考えている。現在の物価水準から考えると、2倍程度に増額して、200万円としても不自然ではないと考えている。贈与による財産の移転が多額であれば将来の相続税の軽減や課税回避につながると言えなくもないが、租税特別措置法によって多くの特例を認めていることを考えれば、問題ないと言えよう。この程度の変更であれば、個人消費の拡大や資産の円滑な移転を促進するという観点からも基礎控除額の引き上げを検討すべきではないだろうか。

4.3 相続開始前3年以内の贈与

生前に被相続人から受けた贈与のうち、相続開始の日から3年以内に行われたものは、その価額を相続財産に合計したうえで相続税が課税

されることになっている。そして、その3年以内の贈与について納めた贈与税額（gift tax amount）は、相続税額から控除される。

民法と相続税法は「特別受益の扱い」が異なっている。相続税法の場合は、「相続開始前3年以内の贈与財産」が課税対象として扱われるのに対して、民法では相続開始前の10年以内の贈与財産が対象になっている。相続税法では、相続開始前3年以内の贈与財産だけを対象としている。ただし、相続時精算課税制度を適用している場合は、初めて選択した年から相続開始のときまでの贈与がすべて含まれる。要するに、遺産分割協議と相続税では計算方法が異なるということである。

「相続開始前3年以内の贈与財産」には、相続人以外の贈与も含まれる。つまり、相続開始時の相続財産と、亡くなる3年以内に生前贈与していたすべての金額の合計額が、正味の遺産総額として扱われる訳である。ただし、この「相続開始前3年以内の贈与財産」であっても、すでに贈与税が課税されている場合は、課税対象から外される。さらに、「持ち戻す財産」の評価額に大きな違いがある。民法では、「相続開始時の時価」であるのに対して、相続税法上では、「贈与時の時価」となる。

5. 特別受益と遺留分の関係

5.1 特別受益は遺留分算定の基礎財産額へ参入

遺留分算定の基礎財産額に、特別受益を含めるのだろうか。特別受益の持ち戻しが免除された場合、「みなし相続財産」を算定するときには、特別受益たる贈与価額は持ち戻さなくてもよい訳である。しかし、「遺留分額を算定するとき、遺留分額算定の基礎となる財産額に特別受益を算入しなくてもよいのか？」という疑問が湧く。

結論から言うと、特別受益があった場合には、その持ち戻し免除の意思表示があろうがなかろ

うが、必ず遺留分額算定の基礎財産額に算入しなければならない。その理由は、基礎財産に算入しなければ、遺言者が、生前に多額の贈与をしておいて持ち戻しの免除をすることによって、遺留分の基礎財産をいくらでも減らすことができることになってしまうという不合理な結果 (unreasonable result) となるからである (最高裁判所判例；平成24年1月26日参照)。

5.2 特別受益と遺留分減殺請求の対象

次に、特別受益の持ち戻しが免除された場合に、遺留分額算定の基礎財産に算入されるかどうかという問題とは別に、「遺留分減殺請求の対象にされるのか？」という問題を検討する。特別受益の持ち戻し免除の意思表示があっても、遺留分額算定の基礎財産には必ず算入されることになる。しかし、算入されたとして、その特別受益が遺留分減殺請求の対象となるか否かは別途検討が必要である。

「特別受益が遺留分減殺請求の対象となるのか？」については、民法第1030条との均衡を重視する説がある。因みに、民法第1030条は、第三者に対して贈与がなされたときに、亡くなってから1年までの贈与は必ず遺留分算定の基礎財産に算入され、1年を超えて贈与されたものについては、遺留分権利者を害することを知っていた場合にのみ算入されるという規定である。この見解は、特別受益の場合も、第1030条と同じように1年までの部分については、遺留分減殺の対象とされるけれども、1年を超えて相続人に贈与された金額については、遺留分権利者を害すると知っていた場合にのみ、遺留分減殺の対象にするべきだというのである¹⁷⁾。

5.3 遺留分減殺請求の効果

次に、持ち戻し免除の意思表示が遺留分減殺請求によって減殺された場合、どのような効果を生ずるのかを検討したい。この点については、

最高裁判所の平成24年1月26日判決は、非常に重要な判決である。ここでは、簡単な事例によって検討してみたい。

〈事例〉

被相続人は父親の (X) であり、遺産6,000万円を遺して亡くなったとする。相続人は、子の (A)・(B)・(C) の3人とする。(X) は、亡くなる3か月前に (A) に9,000万円の贈与 (特別受益) をしており、この生前贈与について持ち戻し免除の意思表示をしていた。このケースで、(B)・(C) が遺留分減殺請求をした場合に、各相続人の取得額はいくらになるだろうか。

第一に、遺留分額算定の基礎財産の額を求める。相続財産が6,000万円、生前贈与額が9,000万円であるので、基礎財産は1億5,000万円となる。先に述べたとおり持ち戻し免除の意思表示がされていても、この特別受益の9,000万円は遺留分額算定の基礎財産に算入される訳である。

第二に、各相続人の遺留分額を計算する。相続人は、子 (A)・(B)・(C) であり、それぞれの法定相続分3分の1であり、各々5,000万円である。総体的遺留分は2分の1であるので、個別的遺留分は6分の1 ($=1/3 \times 1/2$) となる。したがって、各人の遺留分額は1億5,000万円に6分の1を乗じて、2,500万円となる。

第三に、各相続人 (A)・(B)・(C) が、具体的にいくら取得することになるのかを計算する。(A) に生前贈与された9,000万円は持ち戻しの免除を受けているため、みなし相続財産算定の際には、これを加算する必要はない。よって、みなし相続財産は6,000万円ということになる。結果的に、(A)・(B)・(C) は、それぞれ6,000万円に法定相続分3分の1を乗じて、2,000万円を取得し、さらに (A) はそれに加えて、持ち戻しの免除を受けた9,000万円の合計1億1,000

万円を取得することになる。

第四に、遺留分侵害額を計算する。(B)と(C)は、遺留分額2,500万円から2,000万円を控除して、500万円ずつ遺留分侵害が起こっている。二人分を合計して、1,000万円の遺留分侵害が起こったということになる。

第五に、遺留分侵害額の回復について計算する。要するに、取り戻しにかかる訳である。(B)と(C)は(A)に対してどうやって遺留分侵害を回復していけばよいのかというのが問題である。この点について最高裁判所における2012(平成24)年1月26日の判決は、持ち戻し免除の意思表示が遺留分減殺請求によって1,000万円の限度で失効し、(B)と(C)は(A)に対して遺留分侵害額を直接請求できると判断している。つまり、(B)と(C)は、それぞれ、(A)に対して500万円を直接請求して、侵害された遺留分額全額を取り戻すことができるとした訳である¹⁸⁾。

以上の考察の結果、「特別受益<遺留分」という関係が成立するということが分かった。

6. おわりに

本研究の主たる目的は、相続法における「特別受益制度」を巡る諸問題と相続税法との関係を検討することであった。考察の結果を、簡単に整理しておきたい。

第一に「具体的相続分」という概念がどのようなものかを検討し、具体的相続分とは、共同相続人間の実質的な公平を図るため、「特別の受益」や「特別の寄与」が考慮された法律上の相続分概念であることが分かった。

第二に、遺産分割の調整制度として「特別受益」・「寄与分」・「遺留分」の三者の関係がトリレンマ(三竦み)の複雑な状態になっているという形を簡潔に図解して示した。筆者は、遺留分が最も優先されるべきではないかという立場から、実際にはトリレンマにはなっていないと

いう現時点での見解を示した。

第三に、特別受益の発生事由として「生計の資本として受けた贈与」をどのように判断するのかを検討した。その結果、判断については、家庭裁判所においても裁判官が個別具体的に行っており、一定のルールや基準がある訳ではないということが分かった。

第四に、民法上の特別受益と相続税・贈与税の関係について考察し、遺贈には相続税が課税され、生前贈与には贈与税が課税されている理由を検討した。現在、贈与税については、政策的な理由で様々な特別措置が導入されていることが分かった。

第五に、特別受益と遺留分の間関係を検討し、遺留分が特別受益よりも優先されていることを明らかにした。

注

- 1) この点について遺産分割で採めている例で説明するならば、まず、当事者にそもそも「遺産の相続権があるか?」という争いに関する判断は、最終的には訴訟手続によらなければならない。これに対し、遺産分割の裁判それ自体は、当事者に相続権があることを前提に「どの相続人にどの遺産を帰属させるか?」につき具体的に決める処分を行う裁判であり、非訟手続によってもよいことになっている。なお、遺産分割審判の中でその前提問題として相続権の有無を判断することは可能であるが、別途民事訴訟で争うことも可能である。
- 2) 因みに、ドイツ法においても日本と同様に特別受益や寄与分の規定が存在する。ただし、ドイツ法の場合には、日本の相続法と違って、配偶者・パートナーは、調整手続に入ることなく、相続財産を受け取ることができる(『各国の相続法制に関する調査研究報告書』平成26年10月公益社団法人商事法務研究会法制審議会-民法(相続関係)に部会資料より)。
- 3) この持ち戻し(bring back)は、相続人について発生するものであるから、代襲相続において相続人であった被代襲者についても成立する。問題は、代襲相続人が贈与を受けた場合である。この場合、被代襲者が死亡する以前において受けた贈与であれば、第三者への贈与であるから、持ち戻しとは無縁となる。しかし、被代襲者(例えば親)が死亡して代襲相続権が発生した後に代襲相続人(子)が贈与を受けたのであれば、民法第903条の問題になり、持ち戻して計算しなければならない

- (近江幸治, 2015, pp. 273-274.)。
- 4) そこでは「著しい」の判断が難しいと考えられる。それゆえに、家庭裁判所の審判等における判断で、相続人間に「著しい(=到底是認できないほどの)不公平」がなく、「通常の扶養の範囲内(within normal support)」とされた場合は、特別受益には当たらないことになる。この通常の扶養の範囲内であるかどうかの判断については、様々な状況を考慮する必要があるため、個別具体的に検討する必要がある。
 - 5) 挙式費用が特別受益に該当しないと判断されるのはなぜだろうか。挙式については、親の世間に対する社交上の出資という性質が強いことから、特別受益には当たらないと考えられている。挙式費用が伝統的に特別受益に当たらないとされてきた背景には、従前は、結婚式は親が主催し、親が客を招待するものであったことが関係している。主催者である親が挙式費用を負担するのは当然であり、特別受益には当たらないと考えられてきたということである。
 - 6) 実際には、次の「①親の資力等」と「②他の相続人との比較」という二つの観点から判断されることになる。
 - ① 親の資力等からの判断
親の資力、社会的地位、学歴等を基準にして、親が子供に対してその程度の教育をするのが普通だと認められる場合には、特別受益には当たらないと考えられている。この理由は、親の負担すべき扶養義務(duty to support)の範囲内であるとみなされるためである。他方、親の資力等から見て不相応な(disproportionate)学資提供の場合には、特別受益にあたる可能性がある。
 - ② 他の相続人との比較による判断
各相続人間で、受けた教育内容に差異がある場合、それを特別受益とみるかは難しい問題である。それが単に大学が公立か私立かという程度の違いであれば、(学費の負担には差が存在するが)、それが特別受益に当たるとまでは言えないことが多いだろう。
 - 7) 京都地法裁判所の裁判(判決:平成10年9月11日)では、長男だけが医学部教育を受けていたという点が問題になった。この点につき、裁判例は、被相続人が開業医であり、長男による家業の承継を望んでいたことや、その他の兄弟も大学教育を受けていること、被相続人の資産収入や家庭環境などを考慮し、特別受益には該当しないと判断している。
 - 8) 例えば、被相続人(父親)が同居しておらず、相続人(子)がその家族と一緒にその建物で生活をしている場合はどうなるのだろうか。この場合は、基本的に、建物の賃料相当額は特別受益にならないと考えられている。その理由としては、①建物の使用貸借は、恩恵的要素が強く、遺産の前渡しとは評価し難いこと、②建物の使用借権(=無償で他人の物を借りて利用する権利)は、第三者(例えば、被相続人からその建物を購入した人など)に対抗することができず、明渡しも容易で、

経済的価値(economic value)がほとんどないこと、③賃料相当額自体を合計すると相当多額となり、遺産の総額と比して過大になりがちであることなどが挙げられている

- 9) 仮に被相続人が、その家を以前から第三者に有料で貸していたが、特定期間だけ相続人に無償で貸したという場合は、どうなるのだろうか。これについては、「①特別受益になる可能性がある」という説と「②いかなる場合も特別受益にならない」という二つの説がある。仮に①の立場に立っても、それが認定されるケースはほとんど想定できない。仮に想定できたとしても、家賃相当額全額が特別受益だとすれば、膨大な金額になる筈である。そのため、家屋の使用貸借権の価値そのものを特別受益と考えるか、賃料相当額を扶養義務との関係が大幅に減額する必要があると考えられる。実務的には、②の「いかなる場合もならない」という意見が有力であり、遺産分割で、家屋の無償使用が特別受益と認定されるケースは、ほとんどない。
- 10) 被相続人による「免除通知書」などが作成されていれば強力な証拠となるが、家族間のやりとりで、そのような文書が存在することは少ない筈である。そのような文書がない場合であっても求償権の放棄が常に否定される訳ではない。例えば、次のような事情は、肩代わり分の求償権が放棄されたことを認める方向の事情となりうる。例えば、長期間にわたり被相続人が求償請求をしないまま権利を放置していたり、肩代わり後も被相続人が同一の相続人に対してさらなる追加援助を行っていたりした場合などである。
- 11) 民法上、親族間には扶養の義務がある。未成年の子(child of minors)に対し親が扶養義務を負うことは一般に知られているが、法律上の扶養義務はそれだけではない。民法第877条で、直系血族(親子、祖父母と孫など)及び兄弟姉妹は、互いに扶養する義務があると規定している。子が成人している場合であっても、子が扶養を要する状態にあり、親が自分の生活を相当に犠牲にすることなく扶養することができる場合には、扶養義務が認められる。親の子に対する金銭の援助があっても、それが扶養料の支払いと見なされる場合には、特別受益にあたる贈与にはならない。
- 12) 親と子の経済状況にもよるが、過去の裁判例に照らすと、月に10万円を超える援助か否かが、特別受益にあたる贈与か否かを判断する要素となっている。

なお、特別受益にあたる贈与だと認められるとしても、黙示による持ち戻しの免除の意思表示が認定されれば、特別受益として清算されることはない。親が援助した金銭について、将来の遺産分割に際して遺産の前渡し分として清算することを希望していなかったといえる状況だった場合には、黙示による持ち戻し免除の意思表示が認定される可能性がある訳である。
- 13) 例えば、30年前に被相続人が相続人に対して土地を生前贈与していた場合、その土地の評価は30

年前の贈与時の評価ではなく、現在の評価額をもって評価する。不動産などの場合には比較的簡単であるが、現金や預貯金などの場合には問題がある。現金や預貯金は、過去でも現在でも評価額自体に変更はない。例えば、50年前に30万円を生前贈与した場合、相続開始時でも「30万円」であることに変わりはないが、物価や給料の上昇があったため、貨幣価値自体は、50年前と現在とでは大きく異なる。そこで、過去に現金や預貯金などが生前贈与された場合には、過去の贈与金額を、現在の貨幣価値に置き換えて評価替えることが普通である。例えば、過去に30万円の生前贈与を受けた場合、それを現在の価値に置き換えると150万円の価値があったとみなされると、特別受益の評価額としては、150万円になる可能性がある。

- 14) 学説では「黙示」であってもよいというのが通説となっている。しかし、実際には口頭で免除を受けたと主張しても他の相続人が納得しないことが多いと考えられる。そこで、特別受益の持ち戻し免除の意思表示は、必ず「遺言書」において、明確に証拠が残る方法で行う必要がある。遺言書は、単に相続分を指定したり遺贈をしたりするだけでなく、特別受益の免除の意思表示にも利用でき、遺産相続トラブルの予防には大変効果的なものであると言える。
- 15) 相続時精算課税を選択しようとする受贈者（子又は孫）は、どのような手続きが必要になるのだろうか。その選択に係る最初の贈与を受けた年の翌年2月1日から3月15日までの間（贈与税の申告書の提出期間）に納税地の所轄税務署長に対して「相続時精算課税選択届出書」を受贈者の戸籍の謄本などの一定の書類とともに贈与税の申告書に添付して提出することになっている。なお、相続時精算課税を適用する場合には、納税額がないときであっても財産をもらった年の翌年2月1日から3月15日の間に申告する必要がある。
- 16) 受贈者である子や孫から見れば、住宅の購入などで資金が必要になる際に、そのタイミングで贈与（＝資金援助）を受けることが可能になると言うメリットがある。贈与する親の立場から見ると、短期間に多額の財産を贈与したい場合は、相続時精算課税制度が有効である。この制度の最大のメリットは、大型の特別控除（special deduction）があることである。暦年贈与であれば、2,500万円を非課税で一人に贈与しようと思えば約23年（ $=2,500万円 \div 110万$ ）かかるけれども、この制度を利用すれば一度に非課税で2,500万円を贈与することができる。この制度を利用して、貸家や貸地などの収益物件（profitable property）を子に生前贈与したような場合には、相続税の節税が可能になる。なぜならば、家賃収入や地代収入が子の所得になるため、贈与する親の遺産として相続発生時に相続税が課税されなくなるからである。
- 17) この問題について最高裁判所はどのように判断しているのだろうか。減殺請求を認めることが相続人に酷であるなどの特段の事情がない限り、第1030条の定める要件を満たさないものであっても

遺留分減殺の対象となるとしている（最判平成10年3月24日）。つまり、1年を超える贈与であったとしても、そして遺留分権利者を害することを知らなかったとしても、原則として遺留分減殺の対象になると判断したのである。

- 18) これに対して、原審の大阪高等裁判所はどのように考えていたのだろうか。持ち戻し免除の意思表示に対して（B）と（C）が減殺請求をしたのだから、9,000万円の持ち戻しの免除のうち、1,000万円分が持ち戻されると判断していたのである。（A）・（B）・（C）の3人が1,000万円を等しく分け合うことになり、各333万3,333円を取得することになる。結局、（A）は、1億1,000万円のうち1,000万円が、みなし相続財産に持ち戻されて、その3分の1である333万3,333円を取得し、合計で、1億333万3,333円を取得するということになる。（B）と（C）は遺留分額が2,500万円であっても、2,333万3,333円しかもらえないことになり、不合理な結果となる。そこで、最高裁判所は、そのような結論では、遺留分権利者において遺留分相当額の財産を確保し得ないことになり、遺留分制度の趣旨に反する結果となることは明らかであるとして、原審を否定した訳である。筆者もこれは妥当な判例ではないかと考えている。

参考文献

- James K. Galbraith (2014) "INEQUALITY: WHAT EVERYONE NEEDS TO KNOW" Oxford University Press. Inc 塚原康博他訳 (2017) 『不平等 誰もが知っておくべきこと』明石書店
- 石村耕治 (2010) 『現代税法入門塾〈第5版〉』清文社
- 池田真朗編 (2017) 『民法 Visual Materials 〔第2版〕』有斐閣
- 伊藤恭彦 (2017) 『タックス・ジャスティス—税の政治哲学』風行社
- 遠藤 浩・川井 健編 (2014) 『民法基本判例集 第三版補訂版』勁草書房
- 近江幸治 (2015) 『民法講義Ⅶ 親族法・相続法 (第2版)』成文堂
- 大村敦志 (2014) 『新基本民法 家族編』有斐閣
- 梶村太市他 (2013) 『家族法実務講義』有斐閣
- 梶村太市・貴島慶四郎 (2016) 『遺産分割のための相続分算定方法』青林書院
- 金子宏他編 (2009) 『ケースブック租税法 [第2版]』弘文堂
- 金子 宏 (2015) 『租税法 第20版』弘文堂
- 北川展子編 (2017) 『金融機関の相続手続』金融財政事情研究会
- 北野弘久・谷山治雄編 (2008) 『日本税制の総点検』勁草書房
- 久貴忠彦編 (2011) 『遺言と遺留分 第2巻遺留分 [第2版]』日本評論社
- 窪田充見 (2017) 『家族法 第3版』有斐閣
- 小池正明 (2015) 『民法・税法による遺産分割の手続

- きと相続税実務』税務研究会出版局
- 小島興一 (2018)『税金入門』経済法令研究会
- 甲田義典 (2018)『三訂版 金融機関と専門家による相続・事業承継の支援入門』近代セールス社
- 笹岡宏保 (2016)『ケーススタディ 相続税の財産評価の税務判断』清文社
- 潮見佳男 (2017)『民法(全)』有斐閣
- 鈴木興太郎・後藤玲子 (2012)『アマルティア・セン—経済学と倫理学』実教出版
- 千藤洋三 (1980)「フランス法に於ける特別受益の持戻しに関する一考察 (一): 相続人間の衡平手段として」『関西大学法学論集』29(6), pp. 802-843.
- 千藤洋三 (1982a)「特別受益と遺留分減殺に関する一考察 (一)」『関西大学法学論集』32(1), pp. 91-116.
- 千藤洋三 (1982b)「フランス法に於ける特別受益の持戻し財産について」『関西大学法学論集』32(3-5), pp. 569-593.
- 千藤洋三 (1988)「民法903条3項でいう意思の表示について」『関西大学法学論集』38(2-3), pp. 675-703.
- 千藤洋三 (1989a)「寄与相続人の特別受益と寄与分について」『関西大学法学論集』38(5-6), pp. 1469-1504.
- 千藤洋三 (1989b)「遺産分割の研究: 特別受益持戻し法理の流用による土地単独相続について」『産業セミナー年報』pp. 24-44.
- 千藤洋三 (1990)「民法903条でいう特別受益者の範囲について」『関西大学法学論集』39(4-5), pp. 847-884.
- 谷口章介・田中 将 (2014)『相続と相続税・贈与税事例選集』清文社
- 谷口勢津夫他 (2017)『基礎から学べる租税法』弘文堂
- 羽田野了策 (2015)『基礎からわかる相続税の実務』中央経済社
- 谷口知平他編 (1979)『現代家族法大系 5 相続Ⅱ 遺産分割・遺言等』有斐閣
- 谷口知平他編 (1980)『現代家族法大系 4 相続Ⅰ 相続の基礎』有斐閣
- 谷口知平・久貴忠彦編 (2013)『新版注釈民法(27) 相続(2) 相続の効果』有斐閣
- 中川 淳・小川富之編 (2017)『家族法』法律文化社
- 中里実他 (2018)『租税法概説 第3版』有斐閣
- 日本税理士連合会編 (2016)『相続税法規通達集』中央経済社
- 日本税理士会連合会 (2018)「相続税の機能と今後の税制のあり方について」税制審議会
- 平田 厚 (2015)『新しい相続法制の行方』金融財政事情研究会
- 前田陽一他 (2017)『民法Ⅳ 親族・相続』有斐閣
- 松川正毅・窪田充見編 (2016)『新基本法コンメンタール 相続 民法第882条~第1044条』日本評論社
- 水野恵子他編 (2018)『日本の財政と租税法』学文社
- 水野忠恒 (2015)『大系租税法』中央経済社
- 水野紀子編 (2016)『相続法の立法的課題』有斐閣
- 盛山和夫他編 (2017)『社会学入門』ミネルヴァ書房
- 山内ススム (2014)『相続税法要説』税務経理協会
- 山下真弘 (2017)『会社事業承継の実務と理論』法律文化社
- 山田二郎・大塚一郎編 (2011)『租税法判例実務解説』信山社